

令和7年

第10回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年9月8日

前橋市農業委員会

令和7年 第10回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年9月8日 午後2時01分
- ・閉会日時 令和7年9月8日 午後3時19分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	4番 星野 和幸	5番 松島 敏男
6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄	9番 坂本 忠
10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝
14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	17番 奥野 芳男
18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1名）

3番 小堀 清

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 局長補佐 高山 幸治 係長 山田 正史  
副主幹 望月 優至 副主幹 根岸 広和 副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也  
主事 山崎 佑香

・付議事件

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第44号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）  
議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第47号 現況証明の交付について  
議案第48号 令和8年度市農業施策等に関する意見について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長

それでは、これより令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長  
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、3番 小堀 清委員の1名であります。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。22番 石井 真帆美委員、23番 町田 祐介委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から18番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

11番委員

整理番号3番について、通作距離が30分ほどのことだが、どうしてここか。

田部井副主幹

特に聞いておりません。

11番委員

整理番号8番について、受人が会社員とのことだが、農業法人に勤めているのか、稼働率は会社の社員数か。

田部井副主幹

養鶏業を行う農業法人に勤めています。稼働率は農家世帯のものです。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号16番から18番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から15番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第44号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

整理番号1番は自分の家から建売分譲への変更ですか。

望月副主幹

住宅としか記載がありませんが、自分の家だと思われま。

11番委員

整理番号1番、2番の受人は同じ法人だが、東京の法人なのに同時なのはなぜですか。

望月副主幹

前橋・高崎に支店のある法人で、同時なのは法人の都合です。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第44号農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定します。

議 長

次に、議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番の

審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

議 長

◇◇◇

議 長

◇◇◇

議 長

議 長

望月副主幹

議 長

調査班長  
(21番委員)

◇ (説 明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から39番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇ (説 明)

なお、整理番号18番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

ご報告いたします。整理番号5条の18番、賃貸借、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、1ページから7ページです。申請地は、富士見支所から南東約750mに位置し、北側、西側は農地、東側は宅地と農地、南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は4ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者及び代理人 行政書士が来られました。申請法人は、申請地の県道対側に本社を有しており、主に建設機械の修理等の事業を行っているとのこと。従業員は、4名、年間の売上額は、7,000万円ほどのことです。もともと個人で事業を営んでいたところ、事業の拡大にともない、令和6年1月に株式会社化をするに至ったとのこと。業績が好調で、修理の受注が多く、修理の間、重機を置く場所に困っているため露天駐車場として利用したく申請するものです。申請地には、来客者用駐車場3台、社用車4台、展示車両2台、修理車両6台の駐車場を確保するとのことでした。土地の造成ですが、申請地は田で道路より一段低いため、道路の高さに合わせて整地し、全体的に砕石敷きにします。雨水排水は、自然浸透とします。境界の確定は、今後、必要に応じて行うとのこと。外灯、フェンス等の設置は予定していないとのこと。

調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

10番委員

整理番号5番は始末書添付となっているが、既存の違反状態は確認しているか。

望月副主幹

既存については確認していません。

10番委員

整理番号28番は隣地一体利用ですか。

望月副主幹

隣地一体利用です。

10番委員

整理番号34番は601㎡の内562㎡を一時転用とのことだが、残地の耕作に支障はありませんか。

望月副主幹

支障はないと聞いております。

11番委員

整理番号32番はハウス用の農業用発電所とのことだが、どのような審査をしているのか。

望月副主幹

ハウスの使用量を発電量が上回ることを書面にて確認しています。

11番委員

ハウスでの農業をやめてしまった場合やハウスを撤去した場合は、発電施設も撤去か。

望月副主幹

農業用太陽光発電施設は前橋市内では2例目で、そのような事例はまだないので、県や近隣市町村と情報共有しながら対応したいと思います。

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号22番を保留とし、整理

番号36番、37番、39番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から21番、23番から35番、38番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議長

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から21番、23番から35番、38番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号16番から18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、39番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

望月副主幹

◇(説明)

議長

農地法第3条の整理番号16番から18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、39番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長  
(21番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の17番、18番、整理番号5条の36番、37番、営農型太陽光発電施設、令和3年に許可を受け、一時転用期間3年を迎える令和6年の更新時に単収要件が達成されなかったため1年間の一時転用としていた事案の更新手続きです。3年間の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、8ページから33ページです。申請地は、前橋市大室公園北駐車場から西北西約1000mに位置する、農用地区域内農地です。現地案内図は16ページをご覧ください。面接には、営農法人の従業員及び代理人、行政書士が来られました。下部の農地の作付けの状況ですが、前回の調査時は高麗人参が失敗し、下部パネル全面が未作付けの状況でしたが、今年の4月に作付けした菊芋が栽培されていました。未作付けの場所がところどころありましたが、前回更新時に比べ営農状況は改善され、単収8割確保に向けた努力を行っていることが、見受けられました。現地調査の結果、菊芋の本数が少ないため、さらなる改善を求めたところ、今回は、収量8割を確保することは難しいが、次回以降は、単収8割になるように苗(種芋)の数を増やすとのことです。生育中の菊芋は令和8年1月の収穫を予定しており、芋、葉、茎をパウダーに加工して、うどんに混ぜて販売するとのことです。出荷先は、新潟、千葉のスーパーマーケットで、売上額は100万円ほどを見込んでいるとのことです。

調査班としましては、前回更新時の指導を受け、単収8割を確保できるように営農計画を見直しし、営農を行ったようですが、いっそうの改善が必要と判断したため、更新の期間を1年間とし、営農状況をさらに改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。

続きまして、整理番号3条の16番、整理番号5条の39番営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、34ページから53ページです。申請地は、前橋市総合運動公園から東に隣接する農振農用地区域内の農地です。現地案内図(航空写真)は52ページをご覧ください。面接には、営農者及び代理人、行政書士が来られました。過去3年間の営農について確認したところ、パネル下部の農地ではジャガイモを栽培し、2,000kgほどのジャガイモが収穫できたとのことです。収穫したジャガイモは、自家消費及び知人への配布、仕事先のお得意様に配布したとのことです。下部の農地の作付けの状況ですが、現地調査時、パネル下にはジャガイモの種芋が作付けされていました。11月の収穫を予定しているとのことで、出荷の予定はないが、今まで同様、自家消費及び知人に配布する予定とのことです。今後の営農計画ですが、当面の間、春、秋とジャガイモを栽培しますが、5年後には、作物を玉ねぎに変える計画となっています。玉ねぎについても、栽培の実績はあり、収量8割の確保は見込めるとのことです。

調査班としましては、パネル下では、毎年ジャガイモの栽培行っており、出荷はしていないものの、単収8割を確保する努力を行っていることから営農の確実性を認め、許可相当と判断しました。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員 整理番号3条の16番から18番、法第5条の36番、37番、39番について、ジャガイモを3年間作付けするとのことだが、連作障害は大丈夫か。

望月副主幹 大丈夫だと聞いております。

6番委員 3年くらい連作障害は大丈夫です。

8番委員 ジャガイモは出荷せず、自己消費とのことだが、問題ないか。

望月副主幹 自己消費も認められています。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号17番、18番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号36番、37番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号16番から18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、39番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号17番、18番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号36番、37番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号16番から18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、39番を許可とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第47号 現況証明の交付について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山補佐 ◇(説明)

議 長 なお、整理番号1番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長(21番委員) ご報告いたします。整理番号1番の申請です。現地・面接調査案内図は、54ページから61ページです。申請地は、前橋市立桂萱小学校から北北東約700mに位置する、農用地区域内の農地です。現地案内図は55ページをご覧ください。申請理由は、法務局への地目変更登記申請のためです。調査班としましては、建物の状況を確認し、昭和初期に建てられた物と判断し、交付相当といたしました。

議 長 以上で事務局の説明、及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。現況証明書の交付について、交付に賛成の方の挙手をお願いします。

◇◇◇ ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第47号 現況証明書の交付について、交付することに決定いたします。

議 長 次に、議案第48号 令和8年度市農業施策等に関する意見について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

根岸副主幹 ◇(説明)

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和8年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第48号 令和8年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定といたします。

議 長 なお、意見書の提出にあたり、若干の文言修正を行うことがありますので、そのことについては、ご了承ください。

議 長

次に、31ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況          | 3件  |
| （2）法第5条の届出書の受理状況          | 17件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 16件 |
| （4）現況証明交付状況について           | 2件  |

議 長

また、報告事項（5）は、第9回総会において許可とした、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。